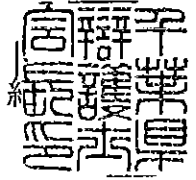


平成24年6月28日

秘密交通権の侵害事例に抗議すると共に秘密交通権の尊重を求める意見書

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和



第1 意見の趣旨

- 1 近年，捜査機関によって，被疑者・被告人と弁護人間の秘密交通権が侵害される事案が，千葉県内も含めて全国的に頻発していることについて，抗議の意を表明する。
- 2 今後，捜査機関において，秘密交通権を尊重することを，強く求める。

第2 意見の理由

- 1 刑事訴訟法第39条1項の秘密交通権は，憲法第34条の弁護人依頼権に由来し，被疑者・被告人（以下「被疑者等」という。）と弁護人に保障された権利である。

被疑者等と弁護人間に秘密交通権が保障されることは，弁護人が弁護権を行使し，被疑者等の防御権を全うする上での前提事項である。

秘密交通権が保障されない限り，被疑者等と弁護人とは満足に意思疎通を図ることが出来ない。また，仮に被疑者等と弁護人間においてやり取りした内容が捜査機関に知られることとなれば，被疑者等と弁護人間の意思疎通に支障を来すとともに，防御権を十分に行使することは困難となる。

そして，秘密交通権とは，被疑者等と弁護人間の接見中の秘密が，その場限りで確保されれば良いものでない。事後的であっても，捜査機関が接見中のやり取りを被疑者等から聞き出すようなことは，あってはならない。また，刑事訴訟法第39条1項が「書類」と「物」の授受も保障している通り，被疑者等と弁護人間でやり取りされる書類等についても，その内容の秘密性が保たれなければならない。

捜査機関は，このように被疑者等と弁護人に秘密交通権が保障されていることを尊重し，捜査を行うにあたり，秘密交通権を侵害しないよう注意しなければならない。

2 ところが、近年、捜査機関により秘密交通権が侵害される事案が、全国的に後を絶たない。

例えば、平成16年に発生したいわゆる志布志事件では、捜査機関が被疑者等から弁護人との接見内容を聴取し、その内容を供述調書化した。そして、この捜査機関の行為について、鹿児島地方裁判所平成20年3月24日判決は、次のように判示した上で、違法と認定した。

「刑訴法39条1項が被告人らが弁護人と立会人なくして接見することができる」と規定しているのは、被告人らが弁護人から有効かつ適切な援助を受ける上では、被告人らが弁護人に必要かつ十分な情報を提供し、弁護人から被告人らに適切な助言をするなど自由な意思疎通が捜査機関に知られることなくなされることが必要不可欠であると考えられることに基づくものであるが、これは接見内容が捜査機関に知られることになれば、これを慮って、被告人らと弁護人の情報伝達が差し控えられるという萎縮的效果が生じ、被告人らが実質的かつ効果的な弁護人の援助を受けることができなくなると解されることによるものである。そうすると、刑訴法39条1項の『立会人なくして』とは、接見に際して捜査機関が立ち会わなければ、これで足りるとするというにとどまらず、およそ接見内容について捜査機関はこれを知ることができないとの接見内容の秘密を保障したものといえ、原則的には接見後その内容を捜査機関に報告させることも許されないといえる。

接見交通権が弁護人の固有権であり、上記のとおり接見内容を被告人らから事後的にも聴取することが許されないことによれば、乙警部補が接見後に丙から原告甲との接見内容を聴取することは、捜査妨害的行為等接見交通権の保護に値しない事情等特段の事情のない限り弁護人の接見交通権をも侵害することになる。

丙が接見内容を自発的に供述したからといって、これによって固有の権利である原告甲の接見交通権が放棄されたとはいえず、接見内容が聴取されることになれば、原告甲が、これを慮って適切な助言をするなど充実した丙との接見をすることができなくなり、相互の信頼関係が形成され難くなるか、形成されたそれが瓦解しかねないものとなり、原告甲に保障される実質的弁護権としての接見交通権の行使の機会が妨げられることになる。これは、丙に供述拒否権を告げた後であっても、原告甲固有の接見交通権にとって何ら変わりはない。」

また、平成18年には、佐賀県においても、捜査機関が被疑者等から弁護人との接見内容を聴取し、その内容を供述調書化する事案が発生した。そして、この捜査機関の行為について、福岡高等裁判所平成23年7月1日判決は、次のように判示した上で、違法と認定した。

「もとより、被疑者等と弁護人等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者等が弁護人等の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人等にとって、その固有権の最も重要なもののひとつであるから、捜査権の行使と秘密交通権の保障とを調整するに際しては、秘密交通権の保障を最大限尊重すべきであり、被疑者等と弁護人等との自由な意思疎通ないし情報伝達に萎縮的効果を及ぼすことのないよう留意することが肝要であって、刑訴法39条1項の趣旨を損なうことになるか否かについても、かかる観点から慎重に判断すべきものといわなければならない。

また、一般に法的知識に乏しく、あるいは逮捕、勾留等捜査官憲による身柄拘束を体験したことがなく、時には捜査官と勾留担当裁判官や弁護人との区別も正確に認識できない被疑者等に対し、唯一の後ろ盾とあってよい弁護人の援助を受ける機会を実質的に確保する目的で、秘密交通権を弁護人等の固有権と位置づけている以上、取調べの際に被疑者等が自発的に接見内容を供述したとしても、そのことをもって、弁護人固有の秘密交通権を保護する必要性が低減したということとはできないというべきである。

したがって捜査機関は、被疑者等が弁護人等との接見内容の供述を始めた場合に、漫然と接見内容の供述を聞き続けたり、さらに関連する接見内容について質問したりすることは、刑訴法39条1項の趣旨を損なうおそれがあるから、原則としてさし控えるべきであって、弁護人との接見内容については話す必要がないことを告知するなどして、被疑者等と弁護人等との秘密交通権に配慮すべき法的義務を負っているものと解するのが相当である。」

さらに、平成22年7月には、大阪拘置所に勾留されていた被告人の独居房が搜索され、弁護人との間でやり取りされた手紙や、尋問事項が記された書類等が差し押さえられる事案が発生した。

言うまでもなく、秘密交通権の保障は、被疑者等と弁護人間でやり取りされる書類に関する内容の秘密性にも及ぶ。

ところが、この事案では、被疑者等と弁護人間でやり取りされた書類が差し押さえられたことにより、両者間における意思疎通の内容が丸裸にされてしまった。

3 このように、近年、秘密交通権を侵害する行為が全国的に後を絶たない。そのような中、当会会員が担当する千葉県内の事件においても、捜査機関により秘密交通権が侵害される事案が発生した。

この事案で、検察官は、平成24年5月1日、被告人の日記が書かれているノート、被告人が発送した手紙の下書きメモ等の書類について任意提出を求め、実際に被告人から任意提出を受けた。この任意提出に関するやり取りは、弁護人に何らの断りもないまま、弁護人の知らないうちに行われた。

上記被告人の日記の中には、被告人と弁護人間のやりとり等が記載されていた。また、被告人が書いた手紙の下書きメモの中には、弁護人宛の手紙の下書きメモも含まれていた。そして、その中には、被告人の弁護人に対する相談内容等が記載されていた。

検察官は、このように各書類の任意提出を受けることにより、被告人と弁護人間での具体的なやり取りを知る立場となった。

上記検察官の行為は、法的知識に乏しい被告人に任意提出を求めた点で、被告人の真意に基づく任意提出だったかについて、重大な疑問を残すものである。また、検察官が、弁護人に無断で各書類を任意提出をさせた点において、少なくとも弁護人固有の秘密交通権を侵害することは、明らかである。

元々、秘密交通権が弁護人固有の権利として保障されていることは、上記鹿児島地裁判決と福岡高裁判決が適切に判示する通りである。そして、両判決の趣旨に照らしても、上記検察官の行為は、少なくとも弁護人固有の秘密交通権を侵害するものとして、到底許されるものでない。

4 以上の通り、近年、捜査機関による秘密交通権の侵害行為が、千葉県内も含めて全国的に頻発している。そのような現状を踏まえ、当会は、秘密交通権の侵害行為を繰り返す捜査機関に対し、抗議の意を表明する。それと同時に、捜査機関においては、今後、二度と同種の問題事案を生じさせないように、秘密交通権の意義を改めて確認し、その尊重に努めるよう、強く求める次第である。

以上